

毎週月・水・金曜日発

# 富山県報

令和元年6月28日

金曜日

号外(9)

## 目次

### 規則

○富山県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

1

## 規則

富山県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和元年6月28日

富山県知事 石井 隆一

### 富山県規則第33号

富山県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

富山県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成16年富山県規則第71号）の一部を次のように改正する。

附則第3項を次のように改める。

（林業経営者に係る貸付金の償還期間の特例）

3 森林経営管理法（平成30年法律第35号）第37条第4項に規定する林業経営者が貸付けを受ける林業・木材産業改善資金についての第5条第2項第1号の規定の適用については、同号中「12年以内」とあるのは、「15年以内」とする。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

（森林政策課）

